

呉市社会福祉協議会呉訪問介護事業所運営規程（障害者総合支援法関係）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人呉市社会福祉協議会が開設する呉市社会福祉協議会呉訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス事業（居宅介護，重度訪問介護，同行援護）（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め，障害者及び障害児（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し，適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は，利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう，当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて，入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事，外出時における移動の介護，生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。

2 居宅介護等の実施に当たっては，利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるように努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては，地域や家庭との結びつきを重視し，関係市町及び地域の保険・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は，次のとおりとし，事業所所在地以外に事業の一部を実施する事業所（以下「サテライト事業所」という。）を置く。

（1） 主たる事業所

①名 称 呉市社会福祉協議会呉訪問介護事業所

②所在地 呉市中央五丁目12番21号

（2） サテライト事業所

①名 称 呉市社会福祉協議会呉訪問介護事業所音戸倉橋出張所

②所在地 呉市音戸町畑三丁目25-2

（従業者の職種，員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種，員数及び職務内容は，次のとおりとする。

（1） 管理者 1名

管理者は，事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに，事業所の従業者に対し，法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2） サービス提供責任者 4名以上

サービス提供責任者は，事業所に対する居宅介護等の利用申込みに係る調整，事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか，居宅介護計画，重度訪問介護計画，同行援護計画（以下「居宅介護等計画」という。）を作成し，利用者及びその同居の家族にその内容を説明する。

（3） 従業者 2.5名以上

従業者は、居宅介護等計画に基づき、居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) サービス提供

①営業日 1年間をとおして営業するものとする。

②営業時間 午前6時から午後10時までとする。

(2) サービス受付

①営業日 月曜日から金曜日(12月29日～1月3日を除く)

②営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする

③電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等の内容)

第6条 この事業所が提供する居宅介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

①食事の介護

②排せつの介護

③衣服着脱の介護

④入浴の介護

⑤身体の清拭、洗髪

⑥通院等の介助

⑦その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

①調理

②衣服の洗濯、補修

③住居等の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤関係機関との連絡

⑥その他日常生活を営むために必要な家事

(4) 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。

(5) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の支援を行う。

(6) 生活等に関する相談及び助言

(7) その他の生活全般にわたる援助

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、居宅介護等を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項第1号の規定により算定された額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において居宅介護等を行う場合は、それに要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

4 電車・バス等を利用して居宅介護等を提供した場合には、従業者の交通費としてその実費を徴収することができる。

5 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金を徴収する。ただし、居宅介護等の提供を受ける障害者または障害児の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りでない。

時期キャンセル料備考サービス利用の当日利用負担金の100%

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7 第1項から第5項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、呉市(川尻町、安浦町、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町、情島を除く)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所の従業者は、居宅介護等の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第10条 提供した居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した居宅介護等に関し、法の定めるところにより、市町又は県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町又は県が行う調査に協力するとともに、市町又は県からの助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止)

第 11 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての重要事項)

第 12 条 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

(3) その他の研修(同行援護従事者養成研修一般課程等)

2 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用関係の内容に含むものとする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、居宅介護等を提供した日から 5 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人呉市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

改正 平成 21 年 12 月 1 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 23 年 10 月 1 日

改正 平成 24 年 2 月 1 日

改正 平成 24 年 6 月 1 日

改正 平成 24 年 10 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 10 日

改正 平成 25 年 8 月 1 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 9 月 1 日

改 正	平成 2 7 年	4 月	1 日
改 正	平成 2 8 年	1 月	1 日
改 正	平成 2 8 年	3 月 2 8 日	
改 正	平成 2 9 年	4 月	1 日
改 正	平成 2 9 年	9 月	1 日
改 正	平成 3 0 年	4 月	1 日
改 正	平成 3 1 年	4 月	1 日
改 正	令和 1 年	7 月	1 日
改 正	令和 1 年	1 2 月	1 日
改 正	令和 2 年	4 月	1 日
改 正	令和 3 年	4 月	1 日
改 正	令和 7 年	4 月	1 日